

第4号議案

亀岡市立幼稚園条例の一部を改正する条例の 制定について

亀岡市立幼稚園条例（昭和40年亀岡市条例第24号）の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成24年5月29日提出

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市立幼稚園条例の一部を改正する条例

亀岡市立幼稚園条例（昭和40年亀岡市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第1条中「学校教育法（昭和22年法律第26号）第77条」を「学校教育法（昭和22年法律第26号）第22条」に改める。

第3条第3項中「若しくは」を「又は」に改める。

第4条第2項ただし書中「及び特別支援学校の幼稚部に在籍する又は知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設通園部及び情緒障害児短期治療施設通所部に通う若しくは児童デイサービス」を「若しくは特別支援学校の幼稚部に在籍する若しくは情緒障害児短期治療施設通所部に通う又は児童発達支援及び医療型児童発達支援」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の亀岡市立幼稚園条例

の規定は、平成24年4月1日から適用する。

亀岡市立幼稚園条例の一部を改正する条例案要綱

- 1 障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律における障害者自立支援法及び児童福祉法の一部改正に伴い、保育料を減額する限度額の適用条件の施設名称を改正すること。
- 2 その他所要の規定整備を図ること。
- 3 この条例は、公布の日から施行し、改正後の規定は、平成24年4月1日から適用すること。